裁定システムファンド
月次運用報告書
(2020年7月度)

あい証券株式会社

作成日　2020年8月24日

運用概要

7月の運用実績は、分配金込みの基準価額ベースで前月比＋0.20%（前年同月比＋3.82%）となりました。なお、運用実績の収益源には為替取引に加え、ローン関連取引等のその他取引が含まれております。
7月のドル相場は、結果的にドル円は107円台後半から105円台後半へ下落、ユーロドルは1.12台前半から1.17台後半へ上昇、ポンドドルは1.23台後半から1.30台後半へ上昇する展開となりました。
月前半は新型コロナの感染拡大と経済活動再開やワクチン開発の話題が交錯する中で、リスク選好の動きが勝り、ドル安が進展する展開となりました。
月後半はEU首脳会議の復興基金に関する合意を受け、ユーロ主導のドル安が加速しましたが、月末にはポジション調整が入り、ドルは多少値を戻す展開となりました。

実績パフォーマンス

1.通貨別収益構成比推移

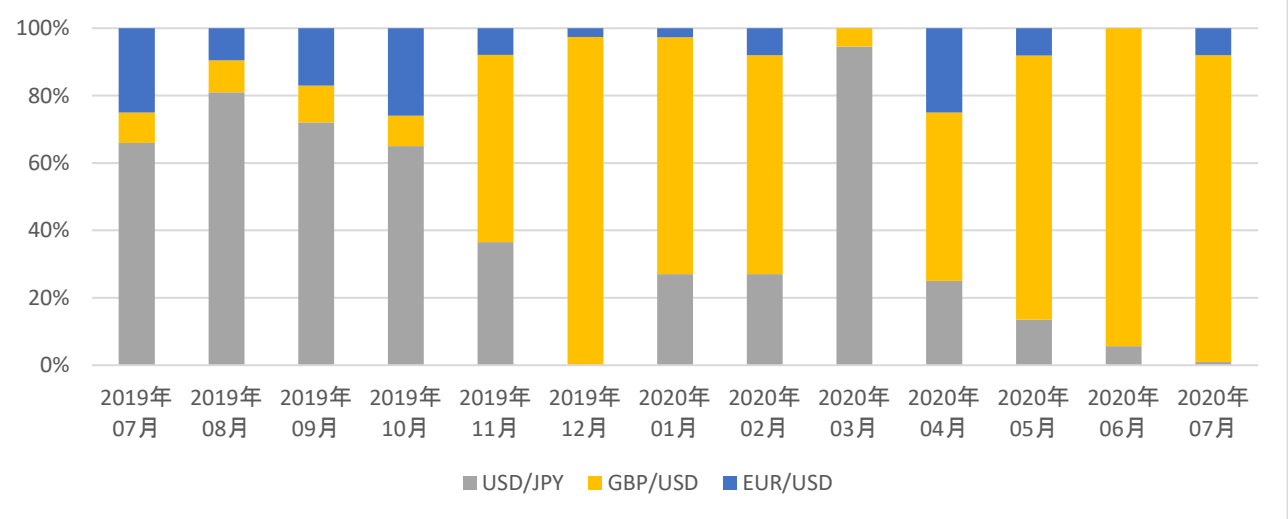

2.基準価格推移(設定開始以来)

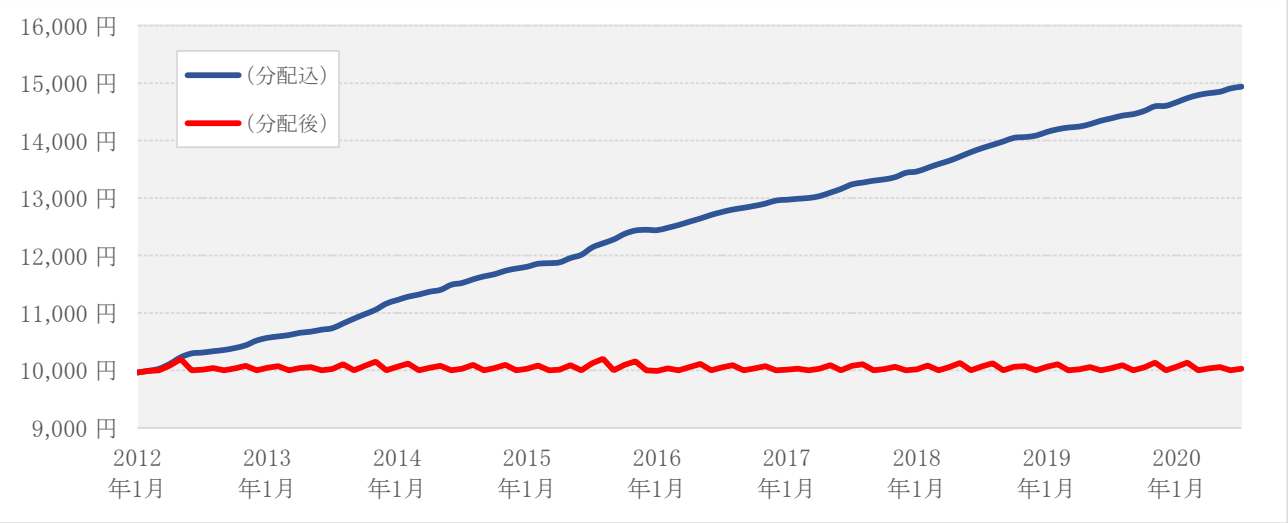

裁定システムファンド
月次運用報告書
(2020年7月度)

あい証券株式会社

作成日　2020年8月24日

3.基準価格

	基準価格			基準価格	
	(分配込)	(分配後)		(分配込)	(分配後)
2019年08月	14,434.8062円	10,089.8177円	2020年02月	14,738.7648円	10,134.5838円
2019年09月	14,459.9502円	10,000.0000円	2020年03月	14,791.9755円	10,000.0000円
2019年10月	14,514.7411円	10,054.7909円	2020年04月	14,825.1719円	10,033.1964円
2019年11月	14,596.4677円	10,136.5175円	2020年05月	14,849.2457円	10,057.2702円
2019年12月	14,604.1810円	10,000.0000円	2020年06月	14,908.0748円	10,000.0000円
2020年01月	14,666.9221円	10,062.7411円	2020年07月	14,937.9816円	10,029.9068円

4.分配金の実績（設定開始以来）

1口100万円当たり分配金(税引前)

分配金	3月	6月	9月	12月	年度別合計
2014年度	15,703円	17,016円	14,514円	13,670円	60,903円
2015年度	9,310円	14,525円	26,757円	16,818円	67,410円
2016年度	8,394円	17,502円	12,413円	12,674円	50,983円
2017年度	4,384円	15,791円	14,268円	13,819円	48,262円
2018年度	15,088円	20,842円	18,608円	10,073円	64,611円
2019年度	14,082円	11,824円	11,496円	14,423円	51,825円
2020年度	18,779円	11,609円			

5.月次収益の状況(設定開始以来)

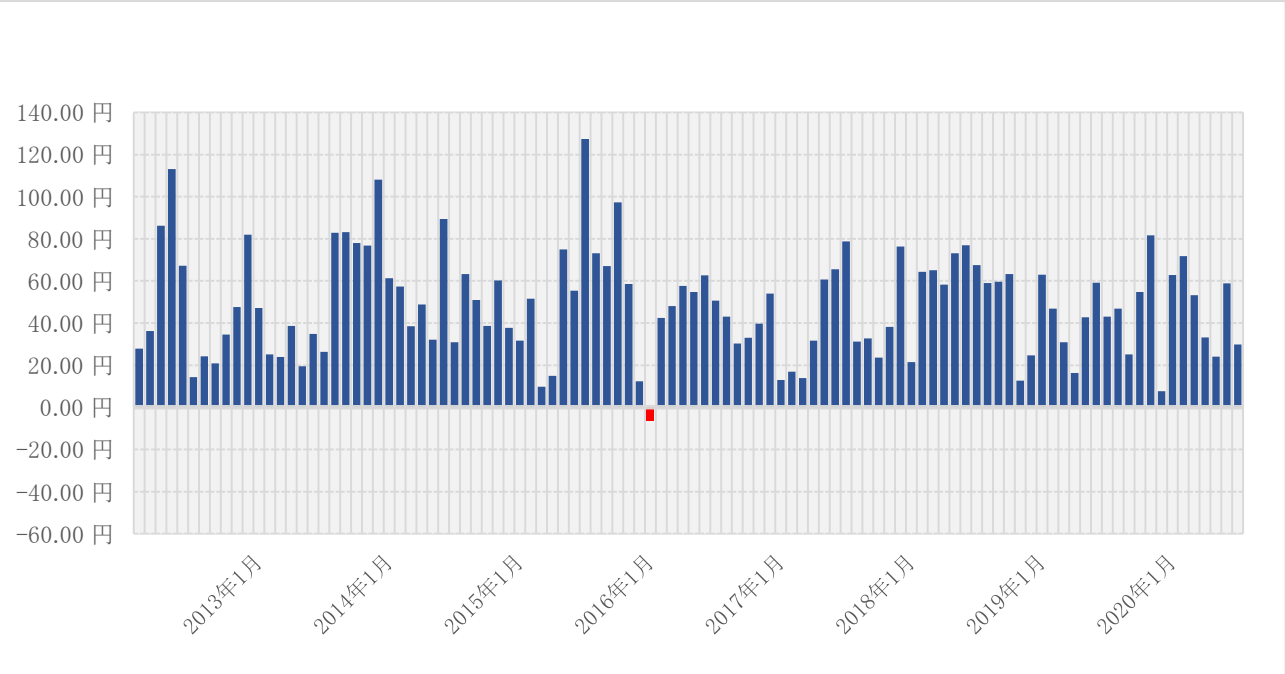

【特別記載事項】

◇　手数料等の概要

出資対象事業持分の取得に係るお取引を行い、本匿名組合にご出資いただくお客様は、以下の報酬・費用その他手数料等をご負担いただきます。

● 販売手数料
本匿名組合へのご出資時に、販売手数料として、ご出資金額に応じて下記のとおりの金額をお支払いいただくものとします。

出資口数	販売手数料（消費税抜）
10口未満	出資金額の2.00%
10口以上100口未満	出資金額の1.50%
100口以上300口未満	出資金額の1.00%
300口以上	出資金額の0.50%

*販売手数料には消費税が加算されます。

● 送金手数料
出資金及び販売手数料を金商業者の指定する口座にご送金いただく際の送金手数料は、お客様にご負担いただきま

● 解約手数料
本匿名組合契約は、出資金の運用開始日から起算して6ヶ月を越えた後、1口以上1口単位で解約することができます。ただし、その運用期間により下表に示す、解約手数料を営業者に対してお支払いいただくものとします。

運用期間	解約手数料（消費税抜）
6ヶ月以上1年未満	申込月の14日若しくは月末※の基準価額の2.00%
1年以上2年未満	申込月の14日若しくは月末※の基準価額の1.00%
2年以上	なし

※　（14日若しくは月末が休日の場合には、前営業日付基準価額）
*解約手数料には消費税が加算されます。

● 諸費用
本匿名組合契約の契約期間を通じて、以下の費用が本匿名組合の収益又は資産から支払われます。
(1)　管理報酬

本組合の管理報酬として、各計算期間末日における純資産総額の年率2.0%相当額（計算期間ごとによる月割計算）を、各計算期間末日に営業者に対してお支払いただきます。

(2)　成功報酬

各計算期間末日において成功報酬控除前損益が年率6.0%相当額を超える場合には、成功報酬として成功報酬控除前損益の年率6.0%相当額を超える部分に対して20%を、営業者に対してお支払いいただきます。

(3)　その他費用
銀行手数料その他の本匿名組合の運営上必要となる下記費用が、本匿名組合の収益又は資産から支払われます。
①　支払為替スワップ、外国為替オプション取引による支払プレミアム及び外国為替取引、外国為替オプション取引による売却損及び差損
②　銀行手数料
③　本匿名組合の決算に係る費用
④　弁護士、公認会計士、又は税理士に対する顧問料
⑤　証券会社、提携運用会社、提携コンサルティング会社に支払う手数料
⑥　本匿名組合の組成に関する費用
⑦　その他の本件関連契約に基づき営業者が負担すべき費用等

◇　金利、通貨の価格等における相場に係る変動により損失が生じるリスク
● 金利
通貨発行国の金利の変化等により生じる外国為替相場の変動から、本出資持分に損失が生じる場合があります。
● 通貨の価格

外国為替相場の変動により、本匿名組合の投資対象となる本出資持分の価格に影響が及び、そのことを原因とした損失が生じる場合があります。

◇　営業者等の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生じるリスク

本匿名組合契約に基づき本匿名組合員が拠出する出資金は、営業者の財産となります。このため、営業者の信用状況に変化が生じた場合、利益の配当又は財産の分配が滞ることや支払い不能となるリスクがあります。

●　営業者の破産等のリスク

営業者が債務超過又は支払不能に陥り、営業者につき破産、民事再生等の倒産手続の申立てがなされた場合には、本匿名組合契約は終了します。この場合、利益の分配はもちろん、出資金の返還も行われない可能性があります。

また、本匿名組合員が行う残余財産の払戻しに係る請求及び利益の分配に係る請求については、保証その他の担保は付されていません。

●　他の本匿名組合員の破産のリスク

ある本匿名組合員が破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又はその他その本匿名組合員について適用のある倒産手続の開始決定がなされた場合（ただし、再生型倒産手続の場合には、管財人らが本契約を解除した場合に限ります。）には、商法第541条第3号の規定により、その本匿名組合員と営業者間の匿名組合契約は終了します。

本匿名組合契約においては、終了した匿名組合契約に係る出資対象事業持分の清算については、当該終了日において残存する時価で評価された出資金の払い戻しを、決算日から起算して90日以内の間に行うことができる旨を定めています。しかし、何らかの事情により当該期間以前に本匿名組合員から営業者に対し出資金の返還が請求され、かかる請求が認められた場合には、本匿名組合のキャッシュフローに影響を与える可能性があります。

なお、ある本匿名組合員につき破産等が生じた場合であっても、他の本匿名組合員との間の匿名組合契約の効力には、何ら影響はありません。

◇　出資対象事業持分に関する損失の危険に関する事項

●本匿名組合契約の性格に関して

⑴ 元本保証がないこと

本匿名組合契約においては、出資金の元本の返還は保証されていません。従って、本事業の収益が予想を下回った場合、出資者は出資金の元本の償還を受けられないリスクがあります。

すなわち、本匿名組合員への利益及び出資金の元本の支払原資は、本匿名組合契約に基づき営業者が行う事業により生じる収入から本事業の実施に伴い発生した費用・損失等を控除した残額であり、かかる費用・損失等には、本事業にかかわる債権者に対する債務の支払が含まれます。

従って、予定どおりの収入が得られなかった場合、又は予想以上に費用・損失等が膨らんだ場合には、本匿名組合員への利益の分配のみならず出資金の元本の償還にまで支障を来たすおそれがあります。

⑵ 他の債権に対する劣後性

営業者が破綻した場合の残余財産の償還については、本匿名組合員間においては同順位であり、出資金額の割合に応じて按分して支払われます。しかし、営業者が本事業に関して第三者に対して全会計期間の末日までに負担した一切の債務の支払に劣後するため、営業者が破綻した場合には、本匿名組合員による出資金の元本の回収が困難となります。

⑶ 営業に関する指図

本匿名組合契約においては、本事業に関するすべての運営等は営業者が自ら又は金商業者を通じて行うことになっており、これらにつき本匿名組合員が直接指図等を行うことはできません。

● 本匿名組合員の地位の流動性に関して

本匿名組合契約の解除は、契約期間中は、本匿名組合契約又は商法の規定（商法第540条）による場合を除き、認められておりません。本匿名組合契約に基づく出資者たる地位及びかかる地位に基づく権利の譲渡は、本匿名組合契約第22条により制限されております。また、本匿名組合契約に基づく出資者たる地位を取引する市場は存在しません。

● 営業者が行う事業の単一性に関して

営業者は、本匿名組合契約に従い、本事業及び関連事業のみを行います。また、本匿名組合契約に基づく利益の分配又は出資金の返還は、専ら出資金に本事業による損益を加算又は減算した後の金額をその原資とします。
従って、期待どおりの収入が得られなかった場合、又は予想以上に費用等が増加した場合には、利益の分配が行われず、また出資金の全部もしくは一部が毀損する可能性があります。

● 本匿名組合出資における出資金額未達成その他の資金調達に関するリスク

営業者は、匿名組合出資の受入に当たり、何らかの事情により出資額が予定額に達しない場合であっても、原則として出資金を受入れる予定です。しかしながら、営業者による本事業の実施が困難であると判断される場合には、営業者の判断によって本匿名組合契約を解除し、本匿名組合出資の受入自体を中止することがあります。また、営業者が本匿名組合出資の受入を中止しなかった場合においても、未達成の金額によっては、本事業の実施規模に影響が及び、本事業の収支に悪影響が生じる可能性があります。

● 匿名組合の利益の分配、残余財産の償還事務に伴うリスク

営業者は、金商業者に本匿名組合の利益及び損失等の分配と残余財産の返還にかかる事務委託を行います。その際、何らかの理由により分配・償還のためのお客様の情報が不正確であった場合、又は振込指定口座への振込みに事務上の齟齬があり、適時に事務の履行がなされなかった場合には、本匿名組合員に対する利益の分配及び残余財産の返還が遅滞する可能性があります。

● 損金算入に関する税法上のリスク

税務当局との見解の相違等により、損金算入した経費が税務否認された場合や、各種支出の中に税務上の交際費や寄付金の金額が含まれている場合には、営業者の税負担が増大し、本事業の収支が悪化したり、税務上の否認額が直接的に本匿名組合員の負担とされたりするような場合には、本匿名組合員への配当金や残余財産の返還額が減少する可能性があります。

● 税制等の変更のリスク

匿名組合契約に関する税法の規定又はその解釈もしくは運用等が変更された場合、本匿名組合員の税負担が増大し、その結果、本匿名組合員の受領する配当金又は出資金の税負担考慮後の返還額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、匿名組合契約に基づく配当金にかかる源泉徴収税についての税法の規定又はその解釈・運用等が変更された場合にも同様のリスクがあります。

● 突発的要因に伴うリスク

取引銀行の破たんや、事務取扱い上の問題、地震、台風、天候不順、火災などの自然災害や事故、および戦争、テロといった人為的災害により投資対象の経済的価値が大きく毀損し、その結果、本匿名組合員への配当金や残余財産の返還額が減少する可能性があります。

● 投資対象のリスク

本匿名組合の投資対象は、STI Wealth Management (Cayman) Limited社において、外国為替及び外国為替オプション等を主な投資対象として運用している「POWERFUND（パワーファンド）」への投資並びにそれらに関連又は付随する一切の取引となります。そのため、当該外国為替市場の変動、各国金利の変動等が変動した場合には、損失が発生し、元本償還が困難になる可能性があります。

● カントリーリスク

本匿名組合の投資対象が、外国為替取引及び外国為替オプション取引となることから、当該通貨発行国の政情不安、信用不安等を原因として、損失が発生する場合があります。

● 営業者の株主の破産等により持分が第三者に移転するリスク

営業者の破産等により持分が第三者に移転した場合には、営業者の運営上、影響を与えるリスクがあります。

◇ 書面による解除（クーリングオフ）の適用の有無

出資対象事業持分の取得に係るお取引については、いわゆるクーリングオフ（金融商品取引法第37条の6（書面による解除）の規定は、適用されません。

この資料は、投資判断の参考となる投資方法、投資理論等の提供を唯一の目的としたもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。従って、投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようにお願い致します。この資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成されていますが、あい証券は、その正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。この資料に記載された事項は、作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。この資料は、あい証券から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用ください。この資料のいかなる部分も一切の権利はあい証券に帰属し

営業者

商号又は名称： ARBITRAGE SYSTEM FUND COMPANY LIMITED

住所又は所在地：東京都港区六本木一丁目6-1泉ガーデンタワー7階（あい証券株式会社内）

登記上の本店所在地： Harneys Services(Cayman) Limited, Queensgate House 3rd Floor, 113 South Church Street, P.O.Box 10240 Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1002

あい証券株式会社
第一種・第二種金融商品取引業（関東財務局長（金商）第236号）、商品先物取引業（店頭商品デリバティブ取引）
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本商品先物取引協会、日本投資者保護基金、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 正会員 会員番号1033